

第八章 愛知用水利地改良区の設立

受益者の同意書の作成など

(1) 土地改良法の制定（昭和二十四年六月六日 法律第一九五号 同年八月四日から施行）

農林省農地局中島事務官より、「事務打ち合わせのために事務に堪能な者を上京させてほしい」との連絡があり、田村金平、久野源蔵の両名が上京した。

今後の土地改良事業推進のためには、土地改良法に基づき、次の手続きを取らねばならぬので、その準備をするようにと、農地局総務部中島事務官より示達を受けた。

(イ) 愛知用水利事業地区の受益者の三分の二以上の同意書を提出。

(ロ) 国営土地改良事業を推進するため、事業地区の受益者の三分の二以上の同意書提出。

(2) 以上の資料作成のため内部打ち合わせを実施した。昭和二十五年八月中旬 於・半

田市知多農業協同組合連合会半田支部

出席者 田村金平、久野源蔵、久野庄太郎、明壁京一、浜島辰雄、榊原市平。

〔協議事項〕

(イ) 愛知用水利事業地区の決定

現存二万五千分の一図面に受益地区の境界線を記入。担当・浜島辰雄。

(ロ) 右図面を市町村役場にある三千分の一の字切図に記入。担当・浜島辰雄。

(ハ) 右図内の農地(田、畑)、開墾可能な山林原野、雑種地、池沼など受益地を決定。

(ニ) 以上の受益調査をして受益地を決定。

(ホ) 以上を一筆ごとに調査して受益地を決定。

(ヘ) 以上を一筆ごとに計上して土地原簿とする。

(ト) (ホ)の所有者を名寄せして組合員(受益者)名簿とし、これを同意者名簿とする。

(3) 以上同意者名簿作成の説明会実施

(ヘ)の手順で土地原簿作成、これを名寄せして、(ホ)受益者名簿を作成する手順を各市町村で実施し、各市町村で受益者名簿を作成することにした。

〔説明会の実施〕

第一回 横須賀町役場

第二回 半田農業高等学校

第三回 愛知郡日進村役場

第四回 東春日井郡町村会役場

その他要求のあった市町村

※ここで問題となったこと。

内畦畔か、外畦畔か↓(※将来、区画整理を考慮して)内畦畔とする。

山林原野を受益地とするか否か↓受益地に入れる。

※直接本部において実施した市町村。

丹羽郡城東村、愛知郡天白村、同鳴海町、知多郡有松町。

(4) 愛知用土地利用改良区設立申請人の決定

大島 重治 (丹羽郡城東村村長)

永井 泰平 (東春日井郡篠岡村農協組合長)

梶田 忠逸 (春日井市農家)

水野 愛三 (東春日井郡高藏寺町長)

安藤 恭 (東春日井郡守山町農協組合長)

青山 光 (愛知郡長久手村村長)

出原 金造 (愛知郡日進村農業委員)

鈴置理樹雄 (知多郡大府町県議) 農業協同組合長

久野庄太郎 (知多郡八幡村農家)

日高 啓夫 (知多郡東浦町県議) 農業協同組合長

滝田 次郎 (知多郡常滑町県議)

中川 益平 (知多郡武豊町町長)

渡辺鎌太郎 (半田市農協組合長)

久野 源蔵 (西加茂郡三好村元村村長)

相川 筆吉 (知多郡豊浜町町長)

平野 増平 (愛知郡豊明村村長) 以上

(計十六名)

申請人代表久野庄太郎と決定した。

市町村ごと利水委員会の設置

前々項で、市町村ごとの受益の範囲を決定し、組合員名簿ができたのは、市町村ごとに多少の遅速はあったが、昭和二十五年八月中旬から昭和二十六年八月中旬まで約一カ年間を要した。

その間に、各市町ごとに愛知用水完成後の利水構想を策定して、愛知用水が完成した暁にはただちに農業経営の改善に移り変われるように、各市町村ごとに市町村長を長として、市町村内の工区長、管理班長、同志会員を中心とした利水委員会を設立し、市町村ごとの営農計画を樹立した。

土地改良区の設立審査

愛知用水地区に土地改良区を設立するに当たって、全体を一つの土地改良区にするか、市町村ごとに土地改良区を設立して連合体とするか問題となったが、全国の例を検討して、その利害得失を調査した。

①市町村ごとに土地改良区を設立して連合体とした場合は、市町村ごとのまとまりはよいが、各地区がバラバラで全体のまとまりが悪くなる。

②全体を単一の土地改良区にした場合は、全体をまとめていく独立機関の運営に苦勞する。そこで、明治用水、安積用水（群馬県）の例を検討し、困難であるが、全体を単区とした土地改良区を設立することにした。

ただし、岐阜県内は県の指導を受ける関係で、岐阜県、愛知用水可見土地改良区を独立

させた。

愛知県内である入鹿池土地改良区は、従前からの関係もあり、別途の単区土地改良区とした。

この調査は主として田村金平、久野源蔵が当たった。

※ただし、知多郡鬼崎村の土地改良事業区域（理事長山下治次）は、住民の希望もあり、愛知用水土地改良区に包含することにした。

昭和二十六年八月二十八日より、同年九月三十日まで、左記のように同意書の取りまとめを終わった。その間、三十日。

同意資格者総数 三七、三九一名

右同意者数 三二、四五二名

同意率 八六・八%

土地改良区設立審査

愛知用水土地改良区設立予備審査を、昭和二十六年十二月一日、土地改良法五条の規定に基づき、関係書類を添えて、愛知県知事桑原幹根宛、予備審査を愛知用水土地改良区設立申請筆頭人久野庄太郎名で申請した。

愛知用水土地改良区設立予備審査に必要な書類を添えて申請した。

①必要な手続きを経て作成された同意書

同意資格者総数 三七、三九一名

同意者数 三二、四五二名

同意率 八六・八%

②愛知用土地改良区設立準備委員会の規定の同意書。同予算書

③計画概要書、他

④地区内の概況及び地区内の施設

⑤地区内の面積 田一八、〇〇〇町歩

畑一〇、七二〇町歩

その他 三、二八〇町歩

⑥水利状況

⑦維持管理状況

⑧営農状況

⑨費用の概算 二二〇万円

⑩事業効果

⑪他事業との関係

⑫その他、地区範囲及び公告願

愛知県知事は、右申請に基づいて、次のように審査委員を任命した。

所属先	職氏名	審査報告専門別
愛知県耕地課	技術吏員 倉田一郎	農業土木 (委員長)
愛知県耕地課	事務吏員 北野美ヤ	土地改良に基づく一般事務
愛知県土木部河港課	技術吏員 飯島 寿	土木一般
愛知県林務課	技術吏員 和田英次	森林砂防
愛知県公室企画課	技術吏員 森平良忠	総合開発
名古屋管区気象台	運輸技官 牧野 高	気象一般
半田農業高等学校	教諭 浜島辰雄	農業経済、土壌肥料

右予備審査完了通過 (昭和二十七年二月十一日)。

土地改良区設立認可 (昭和二十七年五月八日) と国営愛知用水事業認可 (同年月日)

(1) 知多郡町村長全員が、国会、農林省、経済安定本部に御礼と事業推進を陳情した。

同時に、現在農林省が国営事業として推進している千葉県内両総用水事業を見学し、今後国営事業推進の参考とした。

とくに両総用水国営事業所長瀬戸忠武氏から激励を受け、国営事業推進に勇気を与えられた。(昭和二十七年七月十日)

(2) 愛知用水土地改良区設立第一回理事会開催 (昭和二十七年七月十五日)

理事互選により、理事長伊藤佐選任される。理事長は通常事業推進上、土地改良区設立申請人代表がなるのが普通であるが、農林省関係局長をやめて地方に帰り、地元の開発につくすという伊藤佐を、豊明村申請人代表平野増平村長と交代理事となつた伊藤佐を理事長に選出した。これは、伊藤佐理事長が今後、機会を見て衆議院議員に立候補するという希望のあることを含んでいた。

農林省木曾川総合開発調査事務所開設（昭和二十六年七月）

農林省は、かねてから愛知用水事業を、単なる国営農業水利事業のみに終わらせずに、国土総合開発法に基づく、木曾特定地域の事業の一つとして計画されるべきものであるとの構想を持っていた。

つまり、濃尾用水、岐阜用水、三重用水、伊勢湾低湿地土地改良事業を包含する約一二万町歩に及び、長野、愛知、岐阜、三重の四県にまたがり、木曾川水系における水資源の高度利用を計る目的をもって、木曾川水系における特別調査事務所を設けるべきだと考え、それに包含されている事業としては、

- ① 愛知用水土地改良事業
- ② 木津、宮田、佐屋川、羽島の四用水の合口計画（ごうぐち）
- ③ 岐阜農業水利事業
- ④ 三重農業水利事業
- ⑤ 日光川沿岸排水改良事業

を包含する調査事務所を設立して、千葉進を所長とし、昭和二十六年十月十日、愛知県庁

内で開所式が行われた。

その構成メンバーは次の通り。

所長 千葉進、技術者 山下源彦

次長 青井稔、技術者 丸茂繁雄、湯川清光、長柄要

事務官 加古美雄、山瀬澄男

久野庄太郎は、同志加古文雄に依頼し、町内に八幡寮を用意して独身者の生活の世話をし、二子持地点の調査には身を挺して協力をした。

二、三日後、金山橋の弟の店で歓迎会を催し、榊原市平、浜島辰雄とともに出席、一家族のように親しい間柄となった。歓迎会も九名で一斗三升の酒を平らげて、酔い潰れる者もなく、引き揚げたのには驚いた。しかも、そのうち二人は一滴も飲まないで、七名で一斗三升を平らげたことになり、ますます驚いた。

FAO（国連食糧農業機構）ドッド博士、来日視察

前章で触れたように愛知用水期成同盟会長森信蔵半田市長が、世銀融資が得られるようにお願いしてきたのが実を結び、FAO（国際連合の世界食糧農業機構）のドッド博士の来日（昭和二十七年四月五日）という朗報となってあらわれた。

愛知用水大規模農業水利事業国営事業施行適当通知

耕第一〇五号 昭和二十七年十月十六日

愛知県知事 桑原幹根

久野庄太郎外十六名殿

愛知用水大規模農業水利事業国営申請に係る予備審査決定について。

昭和二十六年十二月一日付、申請のあった見出しのことについては、審査の結果、申請の事項を適当と認める。

なお、右については土地改良法第三項の規定に基づき、農林大臣宛進達したから申し添える。

〈コラム〉年末御鏡餅奉呈運動（昭和二十五年十二月）

高松宮殿下、愛知用水地区御巡幸により、愛知用水運動が急速に高まり、その御礼に、年末に御鏡餅を奉呈しようという話になり、それは殿下だけでなく、その年に、特別御厄介をかけた方々に奉呈しようと、知多郡農村同志会がまとまり、愛知用水期成同盟会後援で実施することになった。

この運動は昭和二十五年末に始まり、愛知用水の完成後も毎年、年中行事として昭和四十五年頃まで続いた。日本の国の悪弊として、公共事業につきものの汚職、贈収賄がよくあったが、愛知用水事業にはなかった。これは事業に携わる人の品性の高潔にあったことはもちろんであったが、事業推進のために献餅運動によって、感謝の意を表したことにあったと思われる。

この運動は、まず農村同志会の面々が地域の愛知用水協力者に、献餅運動に必要なもち米を集めて廻る。そして自身の志の餅米と合わせて、十二月二十五日頃までに久野庄太郎の家



恒例になった農村同志会の年末もちつき（昭和28年）

に持ち込み、四斗樽に洗米漬水する。毎年十二、三俵くらいとなる。二十五日の夕方から餅をつき始める。まだ餅つき機などない時代だから、臼と杵による餅つきである。同志会員が毎年十二、三名集まって、米を蒸す人、餅をつく人、餅を丸める人、そのうちに酒が入って、だんだん熱がこもってくる。そして、出来上がった餅を二階から座敷に一杯に並べる。家は餅取り粉と餅で一杯となる。

一方、明壁京一が翌日の東京組、京都組、地元組をきめて、さあ一杯とくる。ある年、榊原文英が風呂の中で「手拭いにヒモがついている。これは何だ」と言うので見ると、鈴木和平の禪とわかった。大騒ぎも度をこす。久野源蔵がこれを見て、「餅はついても、もちやつくな」と言ったが、当を得て妙。それでも、翌

日の出発にまちがったことはなく、さすがに農村同志会員だ。
餅は三升飾りで、上餅一升、下餅二升で、三室の上に重ね、その上に知多産の蜜柑、その下に、「奉呈・愛知用水期成同盟会」と「愛知用水土地改良区」の短冊をつけて、各家庭を訪問、床の間に飾ってくる。金にすれば大したことはないが、真心がこもっていると喜ばれた。その頃はまだ餅が手に入りにくい時代であったし、縁起物であるから返されるということとはなかった。

これを高松宮家をはじめ、その年、とくに御厄介になった官公庁長の家、御厄介をかけた人の家、そして最後に、中野の農協宿舎に宿泊していた者全員、時間を示し合わせて、大磯



愛知用水土地改良区同盟会の短冊を
「奉呈 愛知用水土地改良区」の間に飾り
て奉呈先の床の間に飾る

照のこと

(御鏡餅奉呈先および運動参加者名等は巻末「資料編」参照のこと)

ばかりの家が火事で焼けてしまった。よく消したと思つて家に立て掛けておいた炭から火が出て、折からの伊勢湾から吹き上げる西風に火の廻りが早く、一家五人、父親、妻、子ども三人が焼け死んでしまったのである。あまりにも痛ましい犠牲であった。養父はじめ五人の方は、愛知用水水利観音にお祀りさせていただいた。

の吉田首相邸に揃って御礼に上がるようになっていた。吉田さんも年末は例年御在邸で、全員に会って激励して下さった。ある年、海岸の見える大部屋に案内されて、サンドイッチを御馳走になり、部屋に飾られた白熊の毛皮や、絵、彫刻などの美術品をいちいち説明いただいた。「ときに君達は農業者だが、日本の国は土地の値段が高いのはどういいうわけかわかるかね？」と聞かれた。一行は山本孝平、榊原文英、石田季之など、どこに出しても引けを取らない一騎当千のものばかりであったが、改まって聞かれると即答できない。お互いに顔を見合わせて、目をパチクリしているばかり。そのうち吉田さんが、「ないから高いんだよ。君達はその土地を開いてくれるから協力するんだよ」と言つて笑われた。みんな啞然とするばかり。国の政治も、ズバリこれだなと感心して、すがすがしい気持ちになつて、元気づけられてきた。この運動にも悔やんでも悔やみきれない悲劇があつたことを忘れてはならない。昭和二十九年の年末、東京組の鵜飼士郎一家の悲劇である。